

# 市民委員会資料①

## 1 所管事務の調査

(3) (仮称) 川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針（案）の策定について

資料 1 (仮称) 川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針（案）概要

資料 2 (仮称) 川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針（案）

資料 3 パブリックコメント手続資料

参考資料 厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」

市民・こども局こども本部

(平成27年1月21日)

# (仮称)川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針(案) 概要

## 1 基本方針の策定にあたって

- (1) 基本方針策定の趣旨  
 ①本市における既存の基本方針を継承  
 ・「要保護児童施設整備に向けた基本方針」(H21.10 策定)  
 ・「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」(H23.1 策定)  
 ②「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について(厚労省通知)」  
 (H24.11)を踏まえたもの
- (2) 関連する計画との連携  
 ①「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」  
 ・基本目標 V-1、「社会的養護が必要な子どもへの支援の充実」  
 ②本市の「新たな総合計画」やその他の政策領域別計画との整合  
 ③神奈川県や県内政令指定都市・児童相談所設置市との連携

## 2 社会的養護を取り巻く背景

- (1) 児童虐待の相談・通告件数の増加  
 ①平成25年度:1,576件(10年間で約3.5倍)
- (2) 要保護児童・要支援家庭の概念の広がり  
 ①孤立化する家庭のリスク  
 ・核家族化に伴う家族規模の縮小  
 ・地域社会の変容(地域と家庭の繋がりの希薄化)  
 ②特別なケアを必要とする児童・家庭の増加  
 ・発達障害等への対応  
 ③子どもの貧困  
 ・「子どもの貧困率」:16.3% (H24厚労省調査)  
 ・教育など、子どもが育つ環境に大きな影響

- (3) 基本方針の対象期間  
 ①平成27年度～41年度  
 ②15年間を5年ごとに3期に区分して見直しを行う  
 <前期>  
 平成27年度～31年度  
 <中期>  
 平成32年度～36年度  
 <後期>  
 平成37年度～41年度

## 3 社会的養護に関わるこれまでの取組と現状の課題

- (1) 子どもと家庭に対する総合的な相談体制の整備  
 ①児童相談所の再編整備  
 平成23年度から市内3箇所の児童相談所体制に再編  
 ②区役所保健福祉センターの体制強化と児童相談所との役割分担の強化  
 ・保健福祉センター:虐待等の早期把握・地域での継続した支援  
 ・児童相談所:虐待等への対応・法的権限に基づく家庭介入

### (2) 社会的養護の体制整備

- ①「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に基づく施設整備の推進  
 ・新設:乳児院1箇所、児童養護施設2箇所  
 情緒障害児短期治療施設1箇所  
 ・児童養護施設:家庭的な養育環境に配慮(小規模グループケア)  
 ②「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」に基づく里親制度の推進

### (3) 社会的養護に関わる現状の課題

- ①国が示す「社会的養護の課題と将来像」との整合  
 ②施設と里親の中間形態としての小規模型児童養護施設(グループホーム)のあり方  
 ③里親の高齢化に伴う新規開拓と里親の負担軽減  
 ④施設等退所後の子どもの自立

## 4 社会的養護の推進に向けた基本的な方向性

- <総論> 地域における「社会的養護」の意識の醸成  
 <地域全体で子どもとも子育てを支える意識を醸成>⇒<地域における「社会的養護」の醸成>
- <各論>

### (1) 虐待防止と子どもの自立支援の充実

- ①虐待防止:第三者委員等苦情等を伝える仕組みの周知  
 ②子どもの自立支援の充実:自立前の長期的な支援と自立後のきめ細かいフォロー
- (2) 家庭に近い養育環境(施設における家庭的養護)の推進と専門的支援の充実  
 ①既存児童養護施設の改築:「小規模グループケア」への対応  
 ②児童養護施設等の適切な運営:複雑・多様化した背景に沿った専門的な支援の充実  
 ③グループホームの適切な運営:施設と里親の中間形態としての運営手法あり方の検討  
 ④心理的ケア等を必要とする子どもへの専門的支援の充実

### (3) 里親制度(家庭養護)の推進

- ①里親制度の拡充に向けた広報啓発等の推進:里親制度の理解・登録増加に向けた取組  
 ②里親への支援体制の強化:諸制度の運用・里親支援に向けた関係機関等の取組  
 ③里親への委託拡充の推進:未委託里親に対する委託の拡充

# (仮称)川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針(案) 概要

## 5 社会的養護の需要量と供給量

### (2) 今後の社会的養護の需要量

**(1) 需要量と供給量の設定に係る考え方**  
『新たなる総合計画の策定に向けた将来人口推計』をもとに社会的養護が必要な子ども数を算定しています。  
○前期～後期の間、人口は増加していく  
○0歳～4歳人口は計画期間を通じて減少  
○5歳～18歳人口は前期期間をピークにその後減少

(単位：人)			
前 開院		中期	
人・1社計	1・4日7・461	1・509・619	1・518・846
1～4歳	52・348	56・727	51・654
5～19歳	191・515	191・194	182・574
※前期：平成22年～平成31年度 ※中期：平成32年～平成41年度			

**(2) 社会的養護が必要な子ども数(②を除く)**  
平成23年度～平成25年度の措置児童数と年齢別人口とともに「将来人口推計」を利用して計画期間の社会的養護が必要となる子ども数を算定しています。

〔表2：需要量推定(専門的ケアが必要な子ども別別図)〕

(単位：人)			
前 開院		中期	
社会的養護	347	345	328
必要な子ども数	0～4歳	29	26
	5～19歳	313	319
		304	

**(2) 専門的ケアが必要な子ども**  
『平成25年3月(仮称)こども心理ケアセンター整備基本計画』策定時の調査結果から、専門的ケアが必要な子ども数を算定しています。

(単位：人)			
前 開院		中期	
精神疾患	64	36	33
知能障害	33	33	33

### (3) 今後の社会的養護の供給量

**《計画期間における支援体制の考え方》**  
社会的養護が必要な子どもたち3分の1を  
**里親・ファミリーホーム**での支援を行う方針と  
し、3分の2の子どもへの支援は、乳児院・  
児童養護施設・グループホームでの支援を行う  
方針とします。

### (2) 児童養護施設

新築・改築により整備(4施設)は完了。一部施設については定員変更(分園化)及び市外施設にては協議が必要です。

(単位：人)			
前 期		中 期	
市内児童養護	162	157	147
【施設数】	4箇所	4箇所	4箇所
市外所管施設	70	60	50

### (5) 情緒障害児短期治療施設

現状で対応は可能な見込みです。

(単位：人)			
前 期		中 期	
情緒障害児	95	103	110
短期治療施設	126組(77人)	125組(82人)	130組(86人)
【施設数】	3箇所(18人)	3箇所(18人)	4箇所(24人)
1箇所			1箇所

**(6) 自立援助木～L**  
現状で対応は可能な見込みです。

(単位：人)			
前 期		中 期	
自立援助木～L	6	6	6
【施設数】	1箇所	1箇所	1箇所

**(1) 乳児院**  
計画期間中は現状(2施設、45人定員)で対応可能ですが、一部改修等の検討が必要です。

(単位：人)			
前 期		中 期	
乳児院	45	45	72
【施設数】	2箇所	2箇所	2箇所

(案)

(仮称) 川崎市社会的養護の推進に向けた  
基本方針

平成27年 月  
川崎市

## 目 次

### はじめに

…P2

### 1. 基本方針の策定にあたって

- (1) 基本方針策定の趣旨 …P3
- (2) 関連する計画との連携 …P4
- (3) 基本方針の対象期間 …P4

### 2. 社会的養護を取り巻く背景

- (1) 児童虐待の相談・通告件数の増加 …P5
- (2) 要保護児童・要支援家庭の概念の広がり …P6

### 3. 社会的養護に関わるこれまでの取組と現状の課題

- (1) 子どもと家庭に対する総合的な相談体制の整備 …P10
- (2) 社会的養護の体制整備 …P11
- (3) 社会的養護に関わる現状の課題 …P13

### 4. 社会的養護の推進に向けた基本的な方向性

#### 《総論》

- 地域における「社会的養護」の意識の醸成 …P14

#### 《各論》

- (1) 虐待防止と子どもの自立支援の充実 …P15
- (2) 家庭に近い養育環境（施設における家庭的養護）の推進と専門的支援の充実 …P16
- (3) 里親制度（家庭養護）の推進 …P17

### 5. 社会的養護の需要量と供給量

- (1) 需要量と供給量の設定に係る考え方 …P20
- (2) 今後の社会的養護の需要量 …P21
- (3) 今後の社会的養護の供給量 …P22

## はじめに

近年、社会環境が変容していく中で、子ども・家庭を取り巻く環境も、複雑・多様化しています。家庭の孤立化と児童虐待の急増、さらには発達障害の増加など、保護・支援を必要とする子ども・家庭の増加が社会問題として顕在化しています。

そのような社会環境の中では、子育てを個々の家庭の問題として完結することはリスクを伴うものであり、公的機関を含む地域社会を中心とした社会的養護の枠組みが必要です。具体的には、地域社会におけるネットワーク作りとともに、里親の拡充を含む家庭養護の推進など、社会的養護の「質」の向上が求められるものです。

本市においては、平成21年10月に「要保護児童施設整備に向けた基本方針」を策定し、児童養護施設の整備など要保護児童を受け入れる体制づくりを進めるとともに、平成23年1月には「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」を策定し、家庭養護の推進に努め、「施設における家庭的養護」と「里親による家庭養護」を「社会的養護の両輪」として位置付けて、社会的養護の充実を図ってきました。

また、平成23年7月に厚生労働省社会的養護専門委員会が「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめるとともに、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の公布を踏まえて、平成24年11月には「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を厚生労働省が通知し、全国的にみても、より家庭に近い養育環境に基づく社会的養護の推進が求められています。

「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」と児童憲章には規定されており、児童福祉法第2条においては「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定されています。子どもの健全な成長・発達と基本的な人権の保障のためには、安全・安心な生活の場を確保することが必要であり、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもをより家庭に近い養育環境のもと、社会全体で養護していくことについて、本市の基本的な姿勢と考え方を本基本方針において提示するものです。

## 1. 基本方針の策定にあたって

### (1) 基本方針策定の趣旨

- ◎社会的養護の充実については、平成23年7月に国がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護は、原則として出来る限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した関係の下で行われる必要があるとされ、今後十数年間に、本体施設、地域小規模児童養護施設（グループホーム）、里親等の割合を3分の1ずつにしてく目標が掲げされました。
- ◎各都道府県・政令市において策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」においては、「要保護児童の養育環境整備（社会的養護体制の充実等）」等について総合的な方向性として盛り込むことが求められています。一方国からは、児童養護施設や乳児院における小規模化、地域分散化、里親制度の推進など、平成27年度からの15年間における社会的養護の需要量、施設養護・家庭養護の供給量といった具体的な将来像を社会的養護推進計画として示すことが都道府県・各施設に求められています。
- ◎神奈川県においては、複数の政令指定都市や児童相談所設置市があり、これまで社会的養護が必要な子どもに対して広域的な対応を図ってきたことから、神奈川県が策定する計画ならびに各自治体で策定する計画と本市における本基本方針について、整合性を図りながら策定を行います。
- ◎さらに本市では、平成21年10月策定した「要保護児童施設整備に向けた基本方針」と平成23年1月に策定した「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」を継承し、本市における社会的養護に関わる基本的な考え方をこの基本方針により示すものです。
- ◎本基本方針の策定にあたっては、家庭養護の推進を含む社会的養護の充実に向けた方策を示すなど、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」（平成24年11月）の趣旨を踏まえたものとします。

## (2) 関連する計画との連携

- ◎この基本方針は、「(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標V  
－1：「社会的養護が必要な子どもへの支援の充実」の推進項目を達成するために、別途具体的な方策を示すものです。
- ◎また、本市の市政運営の基本方針となる「新たな総合計画」や「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」などの関連する計画等との整合を図ります。

## (3) 基本方針の対象期間

- ◎対象期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間とします。
- ◎本基本方針と関連する「(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間、神奈川県や県内他都市の計画等との整合性を図るために、15年間の対象期間を5年ごとの3期に区分して、本基本方針の見直しを行うこととします。

※前期：平成27年度～平成31年度

※中期：平成32年度～平成36年度

※後期：平成37年度～平成41年度

## 2. 社会的養護を取り巻く背景

### (1) 児童虐待の相談・通告件数の増加

平成12年度の児童虐待防止法の施行により、本市の虐待の相談・通告件数は、年々増加傾向にあります。

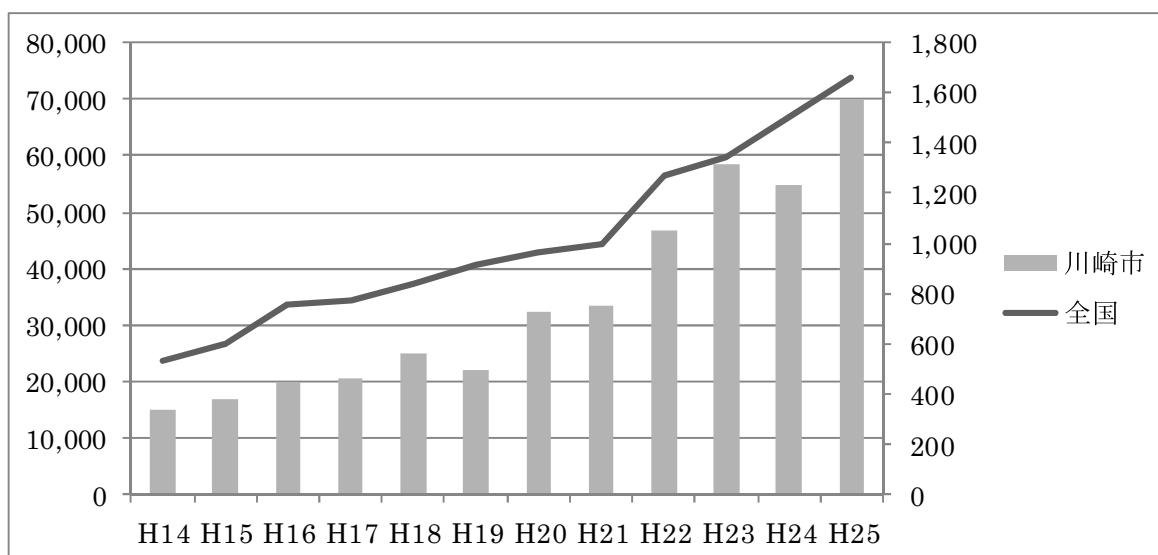
平成16年度の448件に対して、平成25年度は1,576件となっており、この10年間で約3.5倍に増加しています。

本市の虐待通告件数の特徴として、近年、心理的虐待が著しく平成25年度は全体の5割を超えていました。心理的虐待には配偶者暴力（DV）の目撃、近隣からの泣き声通告も含まれています。こういった傾向の中で、一時保護された延べ件数につきましては、平成23年度が432件、平成24年度が464件、平成25年度が487件で、児童虐待相談通告件数の増加率と比較すると微増となっています。

また、社会的養護が必要な子どもは、平成23年度末で334人に対して平成27年1月現在では350人と微増となっています。

現在、社会的養護を必要とする子どもの多くが、家庭内において虐待の問題を抱えており、児童虐待の増加と社会的養護を必要とする子どもの増加は、一定程度関連が見られますが、今後は人口減少に転じることが見込まれますので、趨勢については見守っていく必要があります。

#### 《児童虐待の相談・通告件数》



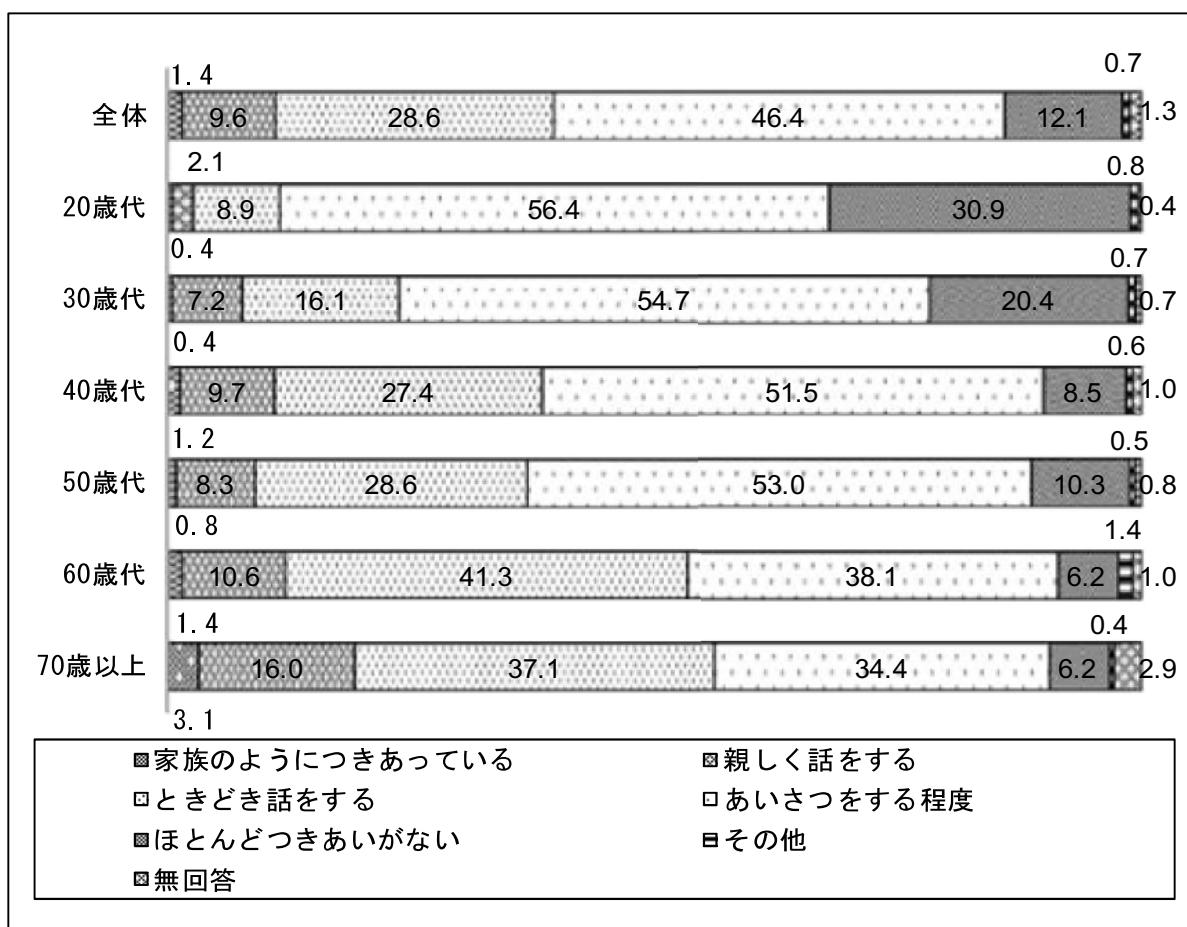
## (2) 要保護児童・要支援家庭の概念の広がり

### ①孤立化する家庭のリスク

現代社会においては、産業・情報の社会的構造の変化に伴い地域社会の機能が変容するとともに、核家族化に伴い家族規模が縮小しています。また、個々の家庭と地域社会の繋がりが薄れるとともに、世代間・血縁間の繋がりも薄れる傾向にあります。

上記の要因は、負の側面として、家庭の孤立化を生む恐れがあり、結果として、『子育ての機能』を家庭が一身に背負うリスクを生むこととなります。

※「第3回川崎市地域福祉実態調査」(平成25年)より

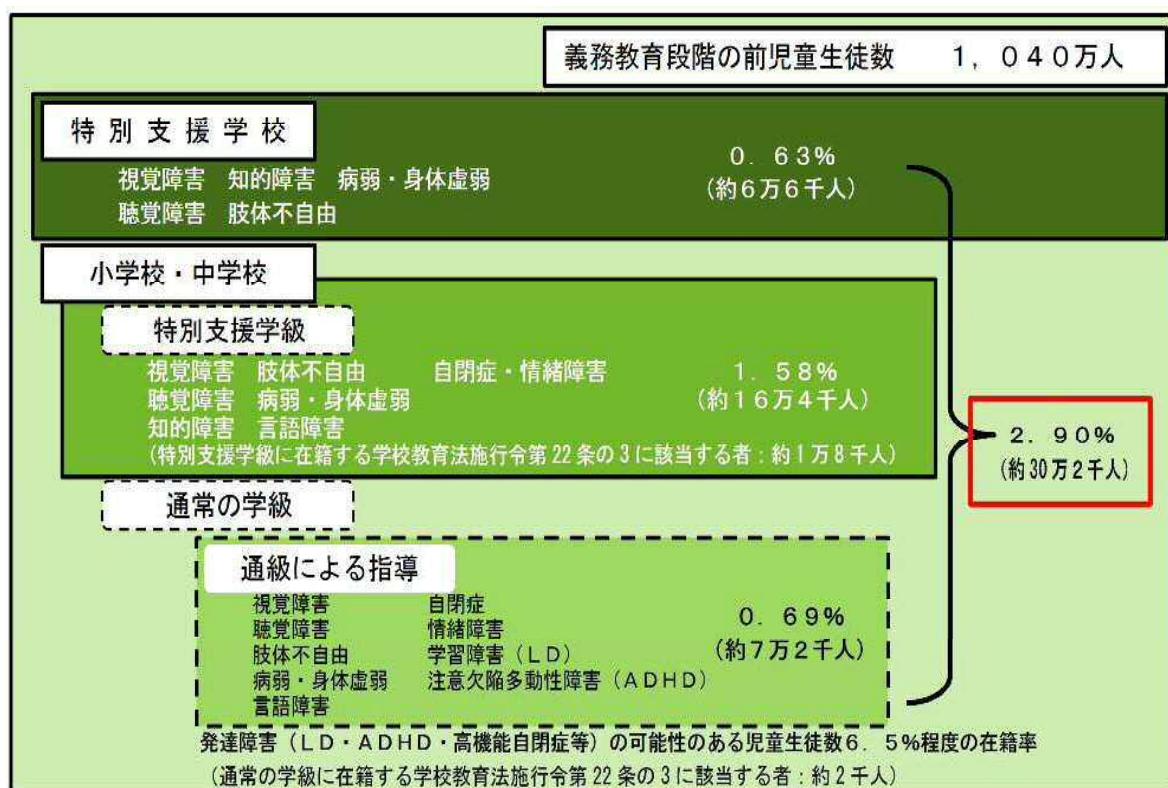


## ②特別なケアを必要とする児童・家庭の増加

現代社会においては、その社会的要因を背景として、虐待・非行・発達障害・ひきこもり・不登校等、要保護児童の新たな概念が広がりつつあり、現在のニーズに沿った対応が必要となっています。特に、先天的な機能障害を起因とする発達障害においては、その症状は個々別々であり、ケースの状況にあった適切な対応及び専門的医療ケアの重要性が言及されています。

また、要保護児童への対応については、その保護者の持つ背景もとらえる必要があり、子どものみならず保護者のケアも視野に入れた、家庭全体の総合的な支援も求められています。

### 《義務教育段階で特別支援教育の対象となっている子どもの数》



※この数値は、平成24年に文部科学省の行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。（資料：文部科学省）

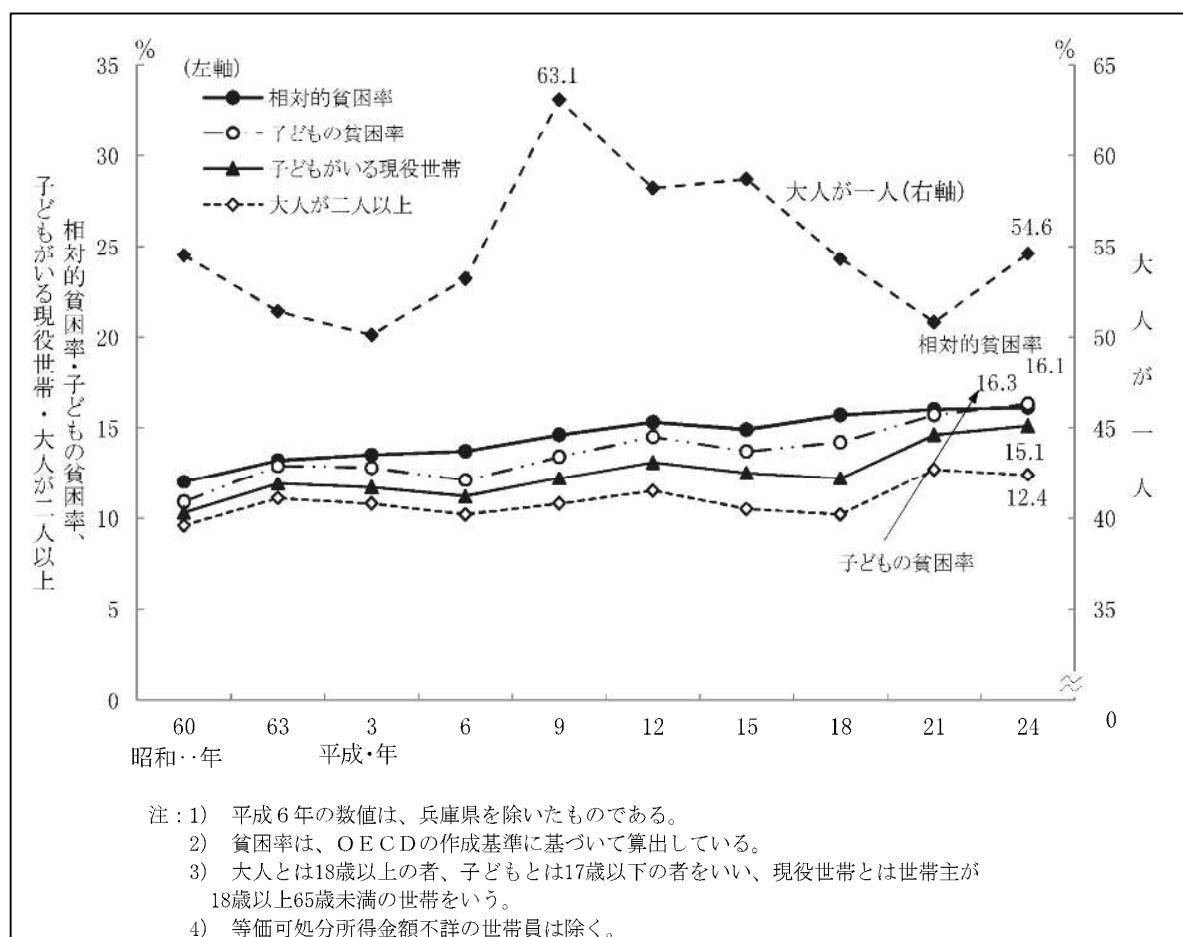
### ③子どもの貧困

近年、格差社会という切り口から貧困問題が取り上げられ、その中で、子どもの貧困が問題となっています。

平均所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合として定義されている「子どもの貧困率」は、平成24年の厚生労働省の調査によると16.3%となっており、これは経済協力開発機構（OECD）に加盟する34カ国中25位との結果となっています。

子どもの貧困は、その子どもの教育や進学等の機会を狭めるだけではなく、子どもが育つ環境にも大きな影響をおよぼします。子どもの成長が個別の成育環境に左右されることがないよう、子どもが健やかに育つ環境が必要となります。

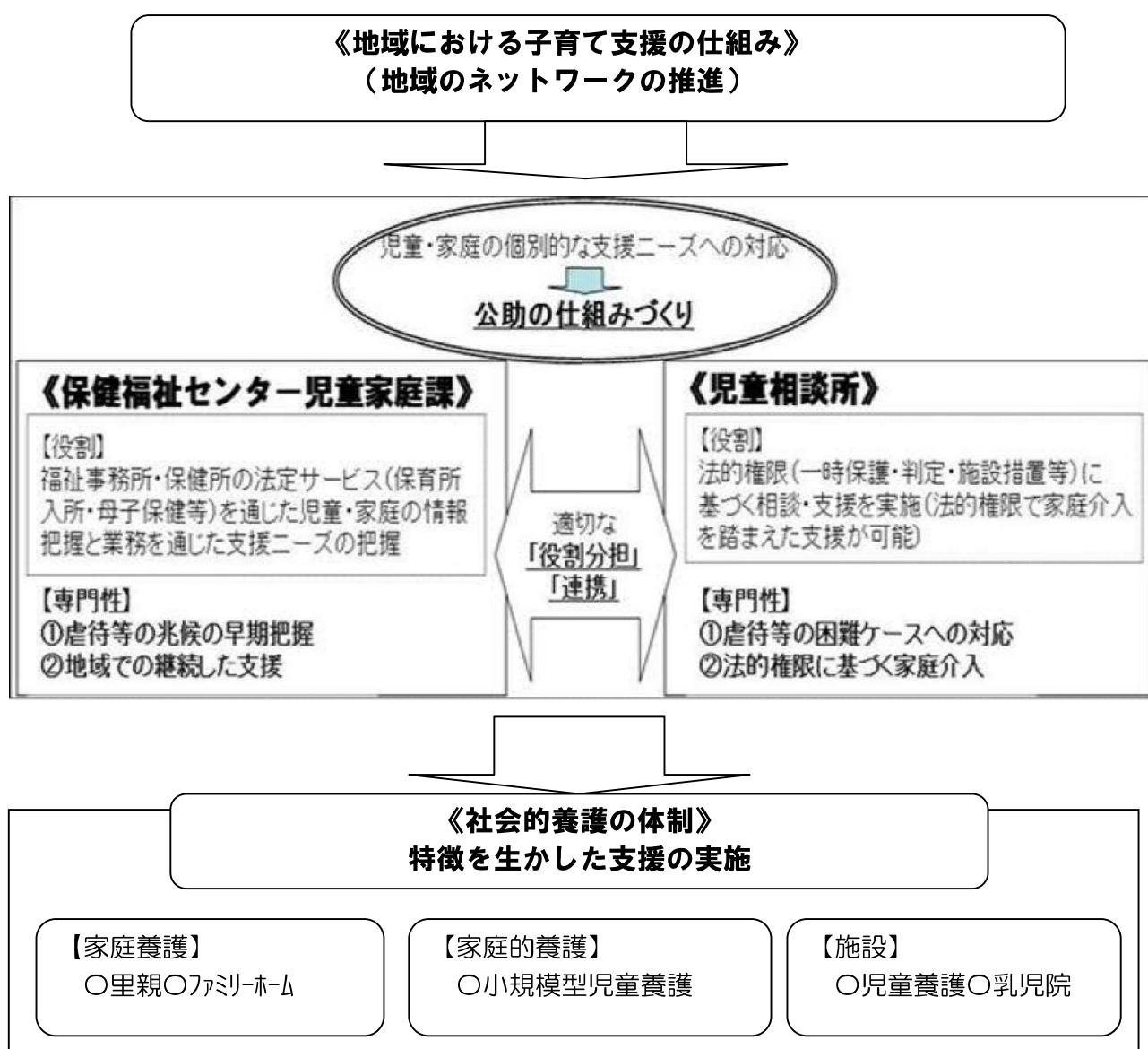
《貧困率の年次推移》 ※厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」より



### 3. 社会的養護に関わるこれまでの取組と現状の課題

現在の社会的養護を取り巻く背景に配慮して、子どもに対して適切に支援を行っていくためには、関係機関による十分な連携が必要です。

本市においては、地域における身近な相談機関としての区役所保健福祉センター、児童虐待等に対して法的権限に基づき対応を図る児童相談所、やむを得ない事情により家庭に代わり養育を行う里親や児童養護施設など、相談・支援に関わる関係機関・関係者の横の繋がりを意識して、支援が必要な子どもと家庭への「切れ目のない支援」に配慮して、これまで相談・支援の体制整備に努めてきました。



## (1) 子どもと家庭に対する総合的な相談体制の整備

### ①児童相談所の再編整備

児童虐待の相談・通告件数の増加を踏まえて、平成23年度から児童相談所を2箇所から3箇所に増設し、市内における児童相談所体制の再編を行いました。

※こども家庭センター（中央児童相談所）

【新設】幸区鹿島田

所管エリア：川崎区・幸区・中原区

※中部児童相談所

【改修】高津区末永

所管エリア：高津区・宮前区

※北部児童相談所

【新設】多摩区生田

所管エリア：多摩区・麻生区

### ②区役所保健福祉センターの体制強化と児童相談所との役割分担の明確化

児童虐待の予防と早期把握を目的として、平成25年度、区役所保健福祉センターに児童家庭課を新設し、保健師・助産師、保育士、社会福祉職、心理職の多職種の専門職の協働による相談支援体制の充実を図りました。

また、区役所保健福祉センターの機能強化に伴い、区役所保健福祉センターと児童相談所の役割分担を明確化しました。

## (2) 社会的養護の体制整備

### ① 「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に基づく施設整備の推進

平成21年10月に策定した上記基本方針に基づき、新規施設の整備を推進するとともに、施設の老朽化への対応と家庭的養護の推進に向けて、既存児童養護施設の改築を行っています。

施設整備にあたっては、施設全体の定員の小規模化を図るとともに、家庭的な養育環境に配慮し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した施設としました。

## 《施設整備の進捗状況》

### 【新設施設】

- ☆「至誠館さくら乳児院」(平成23年4月開設) [多摩区菅稻田堤]  
定員：20名 児童家庭支援センター 附設
- ☆「児童養護施設 白山愛児園」(平成26年4月開設) [麻生区白山]  
定員：30名（小規模グループケア）  
児童家庭支援センター・地域交流スペース 附設
- ☆「児童養護施設 すまいる」(平成26年9月開設) [川崎区浜町]  
定員：30名（小規模グループケア）  
児童家庭支援センター・地域交流スペース 附設
- ☆「情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）  
(仮称)川崎市こども心理ケアセンター」(平成27年10月開設予定)  
[中原区井田] 定員：40名 施設内学級併設

### 【既存施設の改築】

- ★「児童養護施設 新日本学園」(改築中) [中原区木月伊勢町]  
定員：60名（小規模グループケア）
- ★「児童養護施設 川崎愛児園」(改築予定) [宮前区馬絹]  
定員：42名（小規模グループケア）

### 【その他の施設】

- 「乳児院 しゃんぐりらベビーホーム」(平成16年4月開設) [幸区小倉]  
定員：定員25名 児童家庭支援センター 附設

## ②「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」に基づく里親制度の推進

平成23年1月に策定した上記基本方針に基づき、里親への支援体制の強化、里親制度の広報・啓発の推進、里親への委託拡充など、本市における家庭養護の充実を図ってきました。

本市においては、市民の社会的養護の意識の高さ、川崎市あゆみの会（里親会）の活動をはじめ、里親の積極的な活動により、社会的養護の担い手として里親の意識も高く、里親登録者数・委託里親数は全国的に高い水準で推移してきました。

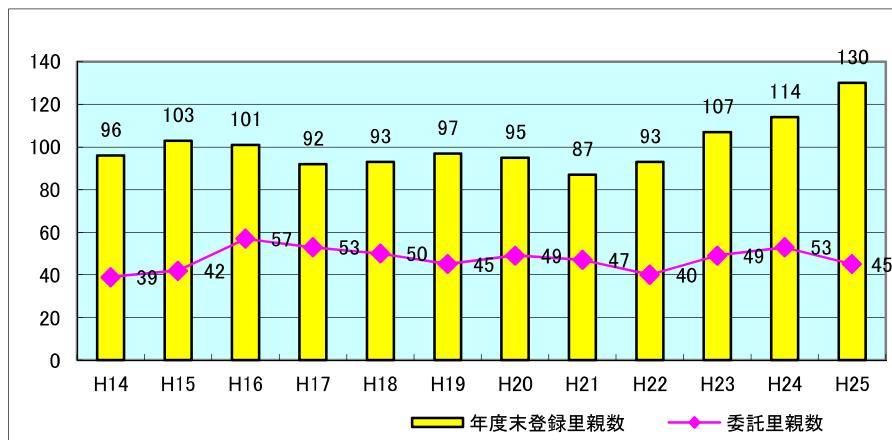
しかしながら、今後は里親の高齢化が見込まれ、次世代の社会的養護を担う里親の新規開拓が求められています。また、里親への子どもの委託にあたっては、子どもの抱える課題・背景が多様化していることと、里親の個々の家庭状況・事情等を踏まえて、子どもと里親をマッチングさせることが必要であり、個々の子どもの状況と個々の里親の状況を適切にマッチングさせることができるように、里親制度のすそ野を広げ、里親の登録者数を増やしていくことが必要です。

### 《本市における里親制度の現状》

#### ☆里親制度の近況（平成25年度）

- 年度末登録者数 130名
- 委託里親数 45名
- 年度末委託児童数 79名

#### ☆登録里親数と委託里親数の推移



### (3) 社会的養護に関わる現状の課題

- ◎社会的養護については、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進を目指すこととされています。つまり、一般の家庭環境に近い養育環境（「あたり前の生活」環境）にしていくことが求められており、国の「社会的養護の課題と将来像」においても、児童養護施設の小規模化・地域分散化や里親・ファミリーホームといった家庭養護のより一層の推進に取組むことにより、「児童養護施設や乳児院・小規模型児童養護施設（以下「グループホーム」）・里親をそれぞれ3分の1」とする考え方方が示されています。そのため、長期的な視点で家庭養護ならびに家庭的養護を推進する取組が必要です。
- ◎既存の児童養護施設について、老朽化への対応として改築を行っていますが、新設の児童養護施設と合わせて「小規模グループケア」に対応した整備が必要です。
- ◎小規模型児童養護施設（以下「グループホーム」）は、施設と里親の中間形態として、「家庭的養護」の中心的な役割として期待されるものです。また、社会状況に応じて変化する社会的養護の需要量に対して柔軟に対応することが可能となるなど、効果的な対応策となりうるものですが、人員配置の予算措置など増設を進めていくには課題もあります。
- ◎里親については、平成26年10月現在、平均年齢55歳という現状から鑑みると、計画期間である15年後については高齢化という課題が生じ、今後子どもの受け入れができる里親の減少が見込まれます。そのため、新規の里親の登録拡充が必要です。
- ◎里親は、子どもへの愛情とボランティア精神に基づく制度であり、社会的養護の専門性を里親個人の資質に頼っており、また、里親の精神的な負担の大きさも課題であり、里親の負担軽減に向けた取組が必要です。
- ◎高等学校卒業後の進路については、児童養護施設退所者と高等学校卒業者全体と比較した場合大きく異なります。大学・専門学校等への進路の割合は、施設退所者が、22.6%に対して、高等学校卒業者全体は76.9%となっています。一方、就職者の割合は高等学校卒業者全体が16.9%であるのに対し、児童養護施設児童退所者は69.8%と高い割合になっています。特に、高

校卒業後において、多くの子どもは自ら収入を得て自立しなければならないため、住居・生活資金・進学資金など支援の充実が求められています。

## 4. 社会的養護の推進に向けた基本的な方向性

### 《総論》 地域における「社会的養護」の意識の醸成

近年、地域社会の変容に伴い「子育てのあり方」も変化している中では、新たな社会的養護の枠組みづくりにあたっても、以下の考え方に基づき、施設と里親が地域社会に対して積極的に働きかけていくことが必要であると思われます。

一般家庭の養育と同様に、子どもが外の世界に触れ、地域の中でコミュニケーションを深め、自己の自立心を醸成していくことは、子どもの育ちの中で重要な役割を担っています。子どもの生活空間について、施設での生活や里親家庭の生活の中でのみ完結させることなく、地域社会との交流も視野に入れるべきものです。

そして、施設自身も「地域全体での子育て支援」に還元できる機能を明確にし、里親とともに地域社会に積極的に働きかけ、地域社会の一員として求められる役割を果たす必要があります。

地域社会で施設と里親の意義が認識され、施設と里親の地域における活動の中で、子育てに関する専門性の実践が地域の子育て支援に活用されていくことが、地域における「社会的養護」の意識の醸成に繋がっていくものと考えられます。

#### ① 地域社会におけるネットワークの形成

社会的養護の枠組みづくりにおいては、施設と周辺の里親とがネットワークを形成し、相互の情報・ノウハウを共通の財産として活用していくことが必要となります。そして、ネットワークを軸として、地域社会への参加を促進し、社会的養護の専門性を地域に積極的に発信していくことが重要です。

## ② 社会的養護への理解と地域の基盤づくり

施設や里親の地域活動の実践及び情報の発信により、地域社会における「社会的養護」の土壤整備を期待するものであり、地域社会に少しずつ根が張ることにより、社会的養護・地域ぐるみの子育てについて、地域社会の意識の醸成がもたらされるものと考えられます。

### 《各論》

#### (1) 虐待防止と子どもの自立支援の充実

##### ①虐待防止

###### ●被措置児童等虐待の防止

- ・全国的に施設内虐待や里親による虐待が問題となる中、平成21年度から児童福祉法等に被措置児童等虐待の防止に関する事項が規定されました。
- ・被措置児童等虐待に特化した研修を行うなど、日常的な取組に努めます。
- ・本市においては平成12年に全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」、平成24年には「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定するなど、積極的に取組を行ってきており、施設に措置された子どもや里親に委託された子どもに対しても第三者委員等による苦情や要望を行える仕組みを知らせるなど、虐待防止に取り組みます。

##### ②子どもの自立支援の充実

###### ●自立に向けた支援

- ・本来、自立の問題はその時点においてのみ取り上げられるのではなく、乳幼児期（措置開始時）からの愛着形成や養育環境が大きく影響しているため、長期的な視点で問題解決に取り組む必要があります。
- ・子どもの個々の学習意欲や学習レベル、学校での適応状況等を学校の教員と緊密に連絡を取り合いながら把握し、個々の子どもの状況やレベルに合った学習支援を行うよう努めます。
- ・子どもの成長に合わせた長期的な自立支援について取り組むとともに、個々の子どもの目標や人生設計に基づき、大学や専門学校への進学、就労のため

の資格の取得など、子どもの希望に応じた進学支援や就労支援を充実します。

### ●自立後の支援

- ・18歳を迎える児童養護施設等を退所となる子どもに対して、就労支援や就労後の定着支援を実施します。
- ・退所後の負担軽減のために、市営住宅の活用や民間賃貸住宅の利用策、進学費用の援助など、18歳以降の継続的な支援策を検討します。
- ・18歳以降の継続的な支援を強化するために、自立援助ホームの積極的な活用を検討します。

## (2) 家庭に近い養育環境（施設における家庭的養護）の推進と専門的支援の充実

### ①既存児童養護施設の改築

既存児童養護施設の改築について、新設の児童養護施設と同様に、施設全体の定員の小規模化を図るとともに、家庭的な養育環境に配慮し、6名程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した施設とします。

### ②児童養護施設等の適切な運営

児童養護施設等に入所している子どもについて、児童虐待や発達障害など、特別な支援を必要としている子どもが増加していることから、個々の子どもの抱えている複雑・多様化した背景に沿った専門的な支援を充実します。

### ③グループホームの適切な運営

児童虐待の増加など、今後も保護を必要とする子どもが増加することが想定されることから、その対応策としてグループホームの整備手法について検討を進めるとともに、施設と里親の中間形態として、家庭的な養育環境に配慮したグループホームの運営手法についても合わせて検討を進めます。

### ④心理的ケア等を必要とする子どもへの専門的支援の充実

「対人関係」「逸脱行動」「集団適応」「精神疾患・症状」「知的能力」「発達障害」などを理由として、特別な支援を必要とする子どもを対象として、児童福祉

法上の「情緒障害児短期治療施設」である「(仮称) こども心理ケアセンター」を整備し、医療や心理ケアなど、専門的な支援を充実します。

### (3) 里親制度（家庭養護）の推進

#### ①里親制度の拡充に向けた広報・啓発等の推進

##### ●里親を知ってもらうための広報啓発

- ・10月の里親月間において、市政だよりにおける里親制度に関する掲載や区庁舎において懸垂幕を掲げて市民に対する広報啓発を行います。
- ・市政だよりの紙面を有効活用した広報活動や里親制度を理解いただくため養育体験を発表するイベントの実施、多くの方が利用する駅前の大型ビジョンによる広報などを実施します。

##### ●里親登録者数増加に向けた取組み

- ・里親登録に繋がるケースとして、里親制度の理解について、子育て支援に関わる業務の従事者に対する広報啓発など、対象を絞った上での働きかけを行います。
- ・里親登録の増加に向けた取組として、長期休暇などに短期間で子どもを委託する「ふるさと里親」について、里親制度を実地に理解してもらう事業として拡充を図ります。

#### ②里親への支援体制の強化

##### ●里親支援に繋がる諸制度の運用

- ・「里親養育援助事業」や「レスパイト・ケア」について、より多くの委託里親が普段の養育において訪問支援等を受けたり、養育負担を軽減を図るなど制度の積極的な運用を図ります。
- その他、里親支援機関により行われている里親相互の意見交換や相談、里親同士の交流などを目的とした定期的な里親サロンなど、里親同士が気軽に交流できる機会を作っていくます。

### ●児童相談所の機能強化

- ・児童相談所は委託措置、ケースの進行管理、委託解除など、里親委託の中核を担っており、児童相談所による里親への支援体制の強化をはかります。
- ・里親と児童相談所との定期的な意見交換の場を設置し、里親と児童相談所との相互理解又は相互連携を深めます。

### ●里親支援機関事業の充実

- ・里親はあくまでも一個人が家庭において子どもを養育していますが、公的責任のもと委託を行う以上、里親からの相談体制を充実させる必要があります。
- ・里親支援の中核は児童相談所が担うべきですが、より身近で気軽に日々の養育状況を相談できる環境が必要であり、児童相談所と別の専門的機能を持ったNPO法人等の機関による支援を強化実施してまいりました。
- ・また、NPO法人の里親支援機関により支援を行ってまいりました「里親支援制度や進学、就職に関する支援制度などの情報提供機能」や研修、広報啓発の機能など、里親のニーズに沿った機能の充実をさらに図ります。

### ●委託児童に対する告知に係る対応

- ・子どもに育ての親であることをいつ、どのように伝えるかという、いわゆる「真実告知」は子どもに与える影響も大きく、乳幼児から長期の委託を受けた里親には養育を行う上で抱える問題となります。
- ・委託児童に対して適切な時期、適切な方法による告知について検討することは、里親個人の力量のみに頼られるべきものではなく、児童相談所など関係機関を含めた支援体制の中で取り組みます。

### ●養子縁組を前提とする里親への支援体制の強化

- ・子どもの発達段階の特徴とあらわれやすい問題などの他、真実告知など養子縁組に固有ともいえる問題も含め、養育里親同様に子どもの発達や行動に関する知識と養育技術の向上を図ります。

### ●地域における里親支援

- ・里親会や児童福祉に関わる機関等と連携を図りながら自治会や民生委員児童委員・主任児童委員などに対する働きかけの他、学校、保健医療関係者など里親が普段から関わる機関に対して、里親の理解を深めるよう努めます。

### ③里親への委託拡充の推進

#### ●委託を受けていない里親に対する委託の拡充

- ・児童相談所において、里親家庭の現況を定期的に把握するとともに、その状況に応じて、未委託里親に対して委託に向けた働きかけに努めます。
- ・委託経験のない里親に養育経験を積んでもらうために、「ふるさと里親」を活用するとともに、委託里親の「レスパイト・ケア」を新規里親など委託経験がない里親が受けるなど、里親の育成を図ります。

### ④施設養護から家庭養護への推進

#### ●施設と里親の相互交流

- ・児童養護施設や乳児院などの施設と里親は共に社会的養護を担う核となるべきものです。
- ・そのため、施設職員と里親の合同研修会や事例検討会などを開催し、施設と里親が相互交流を図り、施設の持つ専門性を里親に対してフィードバックすることや里親養育の現状を施設職員が理解するなど、相互理解を深めます。
- ・その中で、児童の処遇の見直しを定期的に行い、施設養護と家庭的養護のそれぞれの特徴を活かした養育ができるよう取り組みます。

## 5. 社会的養護の需要量と供給量

### (1) 需要量と供給量の設定に係る考え方

国が示す、「社会的養護の課題と将来像（平成23年7月）」の中で、社会的養護が必要な子どもの支援の現状が「施設が9割、里親が1割」である現状に対して、今後、施設の本体施設・グループホーム（小規模型児童養護施設）・里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられています。

現在、川崎市内においては、乳児院2施設、児童養護4施設、グループホーム5箇所・里親登録117組、ファミリーホーム3箇所（平成26年12月現在）で社会的養護が必要な子どもへの支援を行っている中で、乳児院：37人、児童養護施設（市外施設も含む）：213人、グループホーム：28人、里親・ファミリーホーム：66人の子どもがそれぞれ養育されており、概ね5分の1の子どもが里親等、5分の4が施設等で支援が行われている状況にあります。

そこで、本市におきましては、本計画期間中に、家庭養護推進に向けて里親・ファミリーホームにおいて、社会的養護が必要な子どもの3分の1を支援していくことに努め、施設及びグループホームでの支援を3分の2の子どもに対して行ってまいります。

また、グループホームにおいても3分の1の子どもへの支援ができる体制を目指してまいりますが、更なる人員配置が必要になるなど増設するためには課題もありますので、国への予算要望なども併せて行っていく中で、その進捗状況に合わせて対応を図ってまいります。

今後の具体的な需要と供給の数値は以下のとおりです。

需要量算定にあたっては、平成26年8月に策定した『新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について』（以下「人口推計」）をもとに、過去の措置児童数と人口との割合から今後の社会的養護を必要とする子ど�数を算定しています。

また、供給量については、児童養護施設の改築などによる小規模化や里親等の家庭的養護の推進などを考慮して、受け入れ可能な社会的養護を必要とする子ど�数を算定しています。

【表1】

(単位：人)

	前期※	中期※	後期※
人口推計	1, 487, 461	1, 509, 619	1, 518, 846
0～4歳	62, 348	56, 282	51, 604
5～19歳	191, 515	191, 194	182, 574

※前期：平成27年度～平成31年度

※中期：平成32年度～平成36年度

※後期：平成37年度～平成41年度

## (2) 今後の社会的養護の需要量

### ①社会的養護が必要な子ども

ここ数年の本市として措置した子どもの数の総計と子ども人口との比率により各計画期間における社会的養護が必要な子どもの数を算定しています。この算定方法は県が策定する計画で使用されている、需要量算定方法に準拠した形となっています。

【表2：需要量推定（専門的ケアが必要な子どもは別掲）】

(単位：人)

	前 期	中 期	後 期
社会的養護が必要な子ども数	347	345	328
0～4歳	29	26	24
5～19歳	318	319	304

人口推計では、0～4歳については今後減少していくことが見込まれ、5～19歳の年齢層については、中期期間をピークにその後減少していくと推定されています。

一方、ここ数年虐待相談・通告件数は増加傾向にある中で、虐待に対する地域で

の意識の高まりによる相談通告件数の増加といった要因や措置が必要となる重篤なケースが相談通告件数同様に増加しているとは言えないことなどもあり、社会的養護が必要な子どもの数については、概ね減少する傾向にあると考えています。

## ②専門的なケアが必要な子ども

『平成25年3月(仮称)こども心理ケアセンター整備基本計画』策定時において、本市が児童養護施設に対して措置した子どもの実態調査を行ったところ37名の子どもに専門的支援が必要と考えられる子どもがいることが分かりました。この数字は全措置児童数の10%程度となります。

したがって、①に示したように社会的養護が必要な子どもが減少傾向にある中でも専門的支援は必要とする子どもは一定数いることが想定されます。

【表3】

(単位：人)

	前 期	中 期	後 期
専門的ケアが必要な子ども	39	38	36

\*専門的ケアが必要な子どもについては、児童養護施設等の需供給量とは別に示していきます。

## (3) 今後の社会的養護の供給量

第1章にもある通り、本計画は、都道府県計画並びに各施設の家庭的養護推進計画との整合性を図ることが必要です。そのため、今後5年ごとの見直しにおいても、自治体間・施設間の調整をしながら対応を図ってまいります。

当面の間の考え方としては、社会的養護が必要な子どもの3分の1を里親・ファミリーホームでの支援をめざし、乳児院・児童養護施設・小規模型児童養護施設で、3分の2の子どもを支援していく方針といたします。

### ①乳児院

乳児院については、平成26年10月現在本市においては、2施設（定員45人）による支援を実施しているところです。【表1】に示したとおり、4歳以下の子どもは減少の傾向にあることから、今後も現行の支援体制で対応は可能と考えられます。

また、一部施設は小規模グループケア環境ないことから、今後は改修等の検討が必要となってまいりますが、それに伴い定員についても変更を検討してまいります。

**【表4】** (単位：人)

	前 期	中 期	後 期
乳児院	45	45	45
[施設数]	2箇所	2箇所	2箇所

### ②児童養護施設

児童養護施設については、市内において4施設がありすべての施設で小規模ユニット化が終了、もしくは前期の計画期間中には終了予定となっております。

計画期間中においては、子どもの数の減少が見込まれることから、既存の児童養護施設並びに市外所管施設の利用により対応は可能と考えています。

また、一部施設においては、国の示す施設の将来像である定員45名という基準を超えた施設であることから、地域分散化も含めて検討を行ってまいります。

**【表5】** (単位：人)

	前 期	中 期	後 期
市内児童養護	162	157	147
[施設数]	4箇所	4箇所	4箇所
市外所管施設分	70	60	50

### ③ グループホーム（小規模型児童養護施設、施設分園を含む）

グループホームは、本市においては、現在5箇所（定員30人）が設置されています。平成26年度に新設されました施設においては、グループホームは未設置であるため、本方針の取り組み期間中に計4箇所の新たな設置を検討していきます。

また、②の児童養護施設において定員数の削減を予定している施設もあり、その対応として分園型を検討していきますが、実現には人材確保に向けた取り組みや職員配置の増員のため、国に対する予算措置の要望も必要です。

【表6】

(単位：人)

	前 期	中 期	後 期
グループホーム	42	60	72
[施設数]	7箇所	10箇所	12箇所

### ④ 里親・ファミリーホーム

里親については、平成26年12月現在117組の登録があり、ファミリーホームについては、市内3箇所が設置されています。

今後は、里親制度の周知を行うとともに、里親支援機関との連携により、地域における里親の理解に努め、里親・ファミリーホームを社会的養護を必要とする子どもの支援の中心的な役割と位置付け、社会的養護の必要な子どもの3分の1を支援できる環境を目指します。

【表7】

(単位：人)

	前 期	中 期	後 期
里親・ファミリーホーム	95	100	110
里親組数	120組(77人)	125組(82人)	130組(86人)
ファミリーホーム数	3箇所(18人)	3箇所(18人)	4箇所(24人)

\* ( ) の数字は里親・ファミリーホームそれぞれの供給量を示す。

#### ④ 情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）

情緒障害児短期治療施設については、平成27年度中に定員40人施設の開所が予定されています。

社会的養護を必要とする子どもの見込み数から考えると、この1施設で今後も必要な支援は可能であると考えていますが、支援の状況によっては広域の対応も必要なケースも考えられることから、必要に応じて、他都市との連携による取り組みについて検討してまいります。

【表8】

(単位：人)

	前 期	中 期	後 期
情緒障害児 短期治療施設	40	40	40
[施設数]	1箇所	1箇所	1箇所

#### ⑥自立援助ホーム

児童自立援助ホームについては、平成26年度現在本市において1箇所あり、今後についても、本施設を活用することで対応を図ってまいります。

【表9】

(単位：人)

	前 期	中 期	後 期
自立援助ホーム	6	6	6
[施設数]	1箇所	1箇所	1箇所

## ○需要量・供給量まとめ（情緒障害児短期治療施設は別掲）

(単位：人)

	前 期	中 期	後 期
乳児院	4 5	4 5	4 5
児童養護施設	1 6 2	1 5 7	1 4 7
市外所管施設分	7 0	6 0	5 0
グループホーム	4 2	6 0	7 2
里親・ ファミリーホーム	9 5	1 0 0	1 1 0
自立援助ホーム	6	6	6
供給量合計	4 2 0	4 2 8	4 3 0
需要量合計	3 4 7	3 4 5	3 2 8

## ○需要量・供給量まとめ（情緒障害児短期治療施設分）

(単位：人)

	前 期	中 期	後 期
供給量	4 0	4 0	4 0
需要量	3 9	3 8	3 6

## (仮称)川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針(案)

### に関する意見募集を行います

やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもをより家庭に近い養育環境のもと、社会全体で養護していくことについて、『(仮称)川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針(案)』として、このたび素案を取りまとめましたので、市民の皆様からの意見を募集します。

#### ■意見の募集期間及び提出方法

##### 【意見の募集期間】

平成27年1月21日（水）から平成27年2月20日（金）まで

##### 【意見の提出方法】

郵送、持参、FAX、電子メールでお寄せください。御意見には、必ず、「題名」「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

・郵送、持参先：〒210-8577 川崎区宮本町1番地

市民・こども局こども本部こども福祉課

※ 郵送の場合は、2月20日（金）消印有効です。

※ 持参の場合は、2月20日（金）の17時までとします。

・FAX：044-200-3638

・電子メール：川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

#### ■資料の閲覧場所 ※ 川崎市ホームページでも内容をご覧いただけます。

1 川崎市市民・こども局こども本部こども福祉課

2 各区役所市政資料コーナー

3 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

#### ■問い合わせ先 市民・こども局こども本部こども福祉課

電話：044-200-2673 FAX：044-200-3638

#### ※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめて、後日、本市ホームページ等で公表する予定です。（意見を提出していただいた方への直接の回答はいたしません。）
- 3 電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

# 参考資料

雇児発1130第3号  
平成24年11月30日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

## 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「社会的養護専門委員会」という。）において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、その中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとしている。

これに沿って、児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、平成24年10月に開催された社会的養護専門委員会において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（以下「小規模化等の手引き」という。）が別添のとおりとりまとめられたので通知する。

貴職におかれでは、御了知の上、下記に留意して取組を推進されたい。あわせて、管内の児童相談所等の関係機関、児童養護施設、乳児院等の関係施設等へ周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1 「第I部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進」及び「第II部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進」について

小規模化等の手引きは、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法などについて取りまとめたものである。小規模化等

の手引きでは、児童養護施設、乳児院のそれぞれの特性に応じた小規模化に当たっての課題や運営方法等を示しているので、特に以下のことについて十分に留意して小規模化を進めることが重要であること。

#### （1）社会的養護の課題と将来像での位置づけについて

「社会的養護の課題と将来像」における児童養護施設及び乳児院の小規模化の位置づけについて、次のように示されていること。

- ① 児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことである。
- ② 乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割に十分留意しながら進めていくこと。

#### （2）小規模化の意義

施設の小規模化は、施設運営方針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うものであり、「あたりまえの生活」を保障するものであること。

#### （3）小規模化に当たっての課題への対応

小規模化に当たっての課題に適切に対応するために、職員を孤立させない組織運営の方法などをとる必要があること。

そのため、小規模化を進めるための予算制度や小規模化したグループの人員配置と応援配置の例を示しているので、これらを参考に小規模化の可能性を検討すること。

## 2 「第Ⅲ部 計画的な推進等」について

「社会的養護の課題と将来像」では、「施設が9割、里親が1割」である現状に対し、今後10数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられている。これを踏まえ、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間（以下「推進期間」という。）でこの目標を達成することを目指し、以下のように、都道府県は各施設に要請して「家庭的養護推進計画」を策定させるとともに、都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の

引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるよう各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定し、これに沿って、地域の実情に即して、計画的に取組を推進すること。

なお、計画に規定すべき内容、策定手順、時期等については、別途具体的にお示しすることとしている。

#### (1) 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定について

都道府県は、各施設に「家庭的養護推進計画」を策定するよう要請すること。

各施設は、都道府県からの要請に基づき、都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるよう速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。

同計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。

同計画の対象とする期間は、推進期間（15年間）のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定できること。

#### (2) 「都道府県推進計画」の策定について

「都道府県推進計画」では、平成27年度を始期とした「都道府県推進計画」を上記の調整を行った上で策定し、同計画においては推進期間（15年間）を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した各期（5年）ごとの目標を設定した上で、推進期間（15年間）を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。

また、平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。

なお、指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

(注) 上記計画の始期及び推進期間は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の始期及び同計画が5年を1期とすることを踏まえて設定したものである。なお、同法の本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討され、その際、社会的養

護の職員体制の強化についても検討される予定である。

### (3) 子ども・子育て支援法の各計画との関係

「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされている。同計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」（同法第62条第2項第4号）として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることから、同計画と「都道府県推進計画」との整合性に留意すること。